

令和6年度

入学予定者、保護者 各位

大 阪 大 学

## 授業料の納入方法について

### 1) 授業料の預金口座振替制度

授業料については、一般金融機関（全国銀行協会に加盟する銀行等）又はゆうちょ銀行（以下、※金融機関といいます。）において、〈授業料の預金口座振替制度〉により納入していただきます。この制度は、公共料金やクレジットカード等の自動引落と同様、金融機関の預金口座から本学が指定した日に授業料相当額を引き落とすものです。

〈授業料の預金口座振替制度〉を利用するためには、事前に授業料振替口座 WEB 登録（学生本人または保護者名義の預金口座）での口座登録手続きが必要となります。詳細は、別添「授業料振替口座 WEB 登録のご案内」をご覧ください。

なお、自動引落の手数料は不要です。

#### ●授業料振替口座 WEB 登録期間

令和6年4月1日（月）～ 4月19日（金）

授業料振替口座 WEB 登録手続きが完了した方には、口座振替通知書（ハガキ）を、前期分は5月中旬、後期分は11月中旬に学生本人住所へ郵送します。

（この期間内に登録されない場合、前期分は銀行振込による納入となります。後期分より口座振替を希望する方は10月（予定）の登録期間にお手続きください。）

※登録には大学院オリエンテーションの際に配布する学生証の学籍番号が必要です。

#### ●授業料の金額及び預金口座振替日

令和6年度

前期分 267,900円 令和6年 5月27日（月）

後期分 267,900円 令和6年 11月27日（水）

※次年度以降

預金口座振替日は、前期分は5月、後期分は11月の27日

（金融機関が休業日の場合は翌営業日）となります。

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

### 2) やむを得ず「預金口座振替制度」を利用できない場合

大学窓口での現金収納は行っておりません。前期分は5月中旬、後期分は11月中旬に、「授業料振込依頼書」を学生本人住所に郵送します。指定期日までに金融機関（ゆうちょ銀行は不可）の窓口にて、振込手続きを行ってください。

なお、「授業料振込依頼書」による納入の場合は、振込手数料は本人負担となります。

※「授業料振込依頼書」により納入する場合の注意点

ATM、ネットバンキングを使用する場合は、本人確認に間違いが生じないように、振込先口座等に誤りがないようご注意ください、必ず学生氏名と学籍番号を入力していただくようお願いします。

振込手続きに関する詳細については、手続きを行う金融機関にお問い合わせください。

（裏面もお読みください）

### 3) 授業料の納入等に関してよくある質問

授業料振替口座 WEB 登録についての詳細は、大阪大学ホームページに掲載していますので、そちらをご確認ください。

<b>Q 1 授業料振替口座 WEB 登録に必要な項目は何ですか？</b>
---------------------------------------

A 1 ①学籍番号 ②生年月日 ③キャッシュカードの暗証番号 他
----------------------------------

ご登録いただく金融機関によって必要項目が異なりますので、詳細は大学ホームページにてご確認ください。なお、キャッシュカードの暗証番号は、金融機関サイトにて登録者が口座名義人かどうかを金融機関が確認するために入力が必要です。本学には暗証番号情報は届きませんのでご安心ください。

<b>Q 2 登録口座は学生本人の口座が良いでしょうか？</b>
----------------------------------

A 2 口座名義については、原則大学に届け出ている保護者等または学生本人の口座等を登録するようお願いいたします。
--

<b>Q 3 授業料振替口座 WEB 登録に記入する学籍番号がわかりません。</b>
--

A 3 大学院オリエンテーションの際に配布する学生証の学籍番号を入力していただきます。
---

<b>Q 4 授業料振替口座 WEB 登録の取り扱いが可能な金融機関はどちらですか？</b>
--

A 4 全国の銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫等の普通預金口座がご利用いただけます。詳しくは大学ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。
---

<b>Q 5 授業料振替口座 WEB 登録サービスの取り扱いのない金融機関を利用したい場合はどのようにしたらよいでしょうか。</b>
--

A 5 可能な限り、取り扱いのある金融機関での登録をご検討ください。登録ができない場合、「授業料振込依頼書」による納入となります。
---

<b>Q 6 預金残高不足等で口座引落ができなかった場合はどのようになりますか？</b>
--

A 6 郵送等により本人および保護者宛に督促を行います。この場合は速やかに預金口座に入金してください。翌月に預金口座から引き落とします。
--

なお、納入期限内に授業料を納入せず、納入の督促があっても授業料を納入しない場合は除籍の対象となりますのでご注意ください。除籍は、本学に在籍できなくなるという極めて重い処分であり、貴方自身の経歴に残ることになりますので、くれぐれもご注意くださいとともに、授業料は速やかに納入してください。

<b>Q 7 預金口座振替の預金口座または金融機関の変更手続きはどのようになりますか？</b>
---

A 7 預金口座または金融機関を変更する場合は、大阪大学ホームページの授業料ページをご確認の上、授業料振替口座 WEB 登録が可能な期間に手続きを行ってください。
---

<b>Q 8 授業料の免除申請を行った場合はどのようになりますか？</b>
---------------------------------------

A 8 授業料の免除申請を行った場合は、判定があるまで口座引落は行いません。免除申請の結果、全額免除以外の判定結果になった場合は、判定結果の通知に基づき口座引落を行いますので、預金口座には判定結果の通知に指定された日までに入金しておいてください。
---

### 4) 授業料の預金口座振替に関するお問い合わせ先

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
------------------------

大阪大学財務部資金管理課収入係 TEL 06-6879-7055
----------------------------------

お電話でのお問い合わせは、平日午前8:30～午後5:15までお願いいたします。なお、預金口座の開設に関するお問い合わせは、各金融機関の窓口をお願いいたします。大阪大学ホームページにも「よくあるご質問」を掲載していますので、ご覧ください。

大阪大学 授業料 よくあるご質問 <a href="#">検索</a>
-------------------------------------